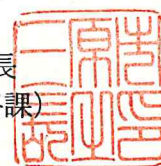


三原市公衆無線 LAN 環境整備業務委託事業者選定に係る
公募型プロポーザル手続き開始の公示

令和4年8月10日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

三原市長
(デジタル化戦略課)



1 業務概要

- (1) 業務名称 三原市公衆無線 LAN 環境整備事業
- (2) 予定額 ¥36,400,000- (運用費用除く)
- (3) 業務内容 「三原市公衆無線 LAN 環境整備事業仕様書」に記載のとおり
- (4) 履行場所 三原市港町三丁目5番1号 三原市役所及び三原市が指定する場所
- (5) 履行期間
 - ア 構築 令和5年3月31日まで
 - イ 運用 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで (予定, 60か月間)
 - ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約とする。

※1 運用開始日は令和5年4月1日を想定するが、可能な限りの前倒しを希望しており、詳細は発注者・受注者協議により決定する。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱(平成17年三原市要綱第204号)の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び三原市税を滞納していない者であること。(三原市への納税義務がない場合は三原市税に関するものは除外する。)

3 添付資料

- (1) 三原市公衆無線 LAN 環境整備事業公募型プロポーザル実施要領
- (2) 三原市公衆無線 LAN 環境整備事業仕様書
- (3) 三原市公衆無線 LAN 整備事業希望要件
- (4) 公衆無線 LAN 整備対象施設一覧
- (5) 様式(三原市公衆無線 LAN 事業)
- (6) 対象施設図面

4 担当課

三原市 デジタル化戦略監 デジタル化戦略課
住所 〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号
電話 0848-67-6010(直通) Fax 0848-64-4985
Eメール: joho@city.mihara.hiroshima.jp